

平成23年 5月 6日 開会

平成23年 5月 6日 閉会

# 平成23年第5回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 平成23年第5回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号 (5月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	2
職務のため出席した者の職指名	2
臨時議長の紹介	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
村長あいさつ	3
仮議席の指定	6
議長の選挙	6
議事日程の報告	8
諸般の報告	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
副議長の選挙	9
議席の指定	11
常任委員の選任	11
議会運営委員の選任	13
東白衛生組合議会議員の選挙について	13
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	14
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第48号～議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
日程の追加	26
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	26

閉会中の継続審査の申し出について.....	27
閉会の宣告.....	28
署名議員.....	29

第 5 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成23年第5回鮫川村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成23年5月6日（金曜日）午前10時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙について

### 議事日程（第1号の追加1）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長選挙について

日程第4 議席の指定

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 議会運営委員の選任について

日程第7 東白衛生組合議会議員の選挙について

日程第8 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

日程第9 議案第47号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第10 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第11 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第12 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第13 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

---

出席議員（12名）

1 番	岡 部 明 君	2 番	宗 田 雅 之 君
3 番	前 田 雅 秀 君	5 番	湯 坐 良 政 君
6 番	蛭 田 武 彦 君	7 番	星 一 彌 君
8 番	関 根 政 雄 君	9 番	山 形 郁 夫 君
10 番	早 川 正 博 君	11 番	前 田 武 久 君
12 番	坂 本 忠 雄 君	13 番	前 田 三 郎 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	鈴 木 治 男 君
企 画 調 整 課 長	芳 賀 亨 君	住 民 福 祉 課 長	佐 藤 文 夫 君
農 林 課 長	森 洋 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
教 育 課 長	北 條 利 雄 君	農 務 局 長	増 谷 隆 夫 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長	本 郷 秀 季	書 記	渡 邊 敬
書 記	緑 川 久美子		

---

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（本郷秀季） 議会事務局長の本郷秀季です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の前田三郎議員をご紹介します。

○臨時議長（前田三郎君） ただいま紹介されました前田三郎です。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

---

◎開会の宣告

○臨時議長（前田三郎君） ただいまから平成23年第5回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○臨時議長（前田三郎君） 本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○臨時議長（前田三郎君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎村長あいさつ

○臨時議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、村長からあいさつの申し入れがありましたので、ごあいさつをいただきます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましてはこのたびの議会議員選挙におかれまして、無投票で当選されましたこと、まことにめでたうございます。今回の選挙は、無投票ということ、そして大規模の東日本の大震災、その上、原発事故が収束しないための何事も自粛ムードの中での選

挙となり、それぞれ皆さん方には、自分の考えを、議員の皆さんの考えを村民に十分に伝えられなかったのではないかと思います。これもやむを得ないことだったのではないかと考えております。これからの議会活動の中で議員皆様方のご活躍を期待するところであります。

また、先日30日に行われました館山公園の植栽には大勢の議員さん方に参加をいただきまして大変ご苦労さまでした。年々立派に公園らしくなっておりますことに御礼を申し上げたいと思います。

さて、3月11日に発生し、マグニチュード9.0を記録しました地震、本村における震度が、4.7で、4月11日の余震では4.8、次の日の12日にも4.3を記録するなど、いまだに余震がおさまらず、被害も拡大しております。余震による主な被害は、道路の亀裂が拡大し、また、新たに発生したり、土砂崩れによる用排水路の埋没、簡易水道の漏水、濁りなどの事故であります。また、戸草地区においては、住宅の裏山に亀裂が幾重にも走り危険なためにビニールシートを張るなど応急処置を講じるとともに、危険と思われる3戸に対して自主避難を勧め、また県に対しましては治山事業の採択の要請をしたところであります。ほかにも、鹿角平観光センター、ほっとはうすの浄化槽の破損、客室天井の破損や、旧西山小学校、そして渡瀬小学校の体育館のブレースの破損、子供センター外部柱のタイルの落下、図書館の亀裂部の拡大などがあります。

個人の被害につきましては、屋根がわらの破損、石碑の被害の拡大や、菌床しいたけの落下による被害などが拡大をしております。鮫川中学校屋舎につきましては、4月16日に文部科学省から依頼された東京大学の教授等が3名等が調査のために来村されました。結果については近日中に連絡が入ることになっております。

原発事故に起因する放射能汚染関係であります。空気中の環境放射能につきましては、毎日情報無線でお知らせしているところですが、3月15日に白河市で7.56マイクロシーベルトアワーを記録し、本村では3月18日から測定していますが、そのときが一番高く、0.83でありました。現在では0.20前後と、約4分の1程度に下がってはいます。本村の野菜の測定値であります。暫定の規制値ヨウ素が2,000ベクレル、セシウムが500ベクレルに対しまして、露地のコマツナが3月21日にヨウ素5,900、セシウムが3,400ベクレルとオーバーして葉物類が出荷制限、そして摂取制限層の対象になっていましたが、4月18日がヨウ素36、セシウムが65ベクレル、そして4月25日がヨウ素が16、セシウムが65ベクレル、そして5月2日の検定ではヨウ素が検出されなかった、ゼロだそうです。セシウムが58ベクレル。ですから、葉物のホウレンソウは解除になったそうです。ですが、カブとかキャベツ、根っこのほうは



5月12日の検定待ちだそうです。また、牧草も大変危惧されているところですが、牧草は5月9日に採取をしてその結果待ちだそうです。また、キャベツと、根っこものは5月9日、あ、12日が発表になるって言ったかね、これ待ち。そして、ですから5月9日の牧草待つてというところから4日ぐらい過ぎてからのことになりますか、大変心配ではあります、この解除を待つての報告ということになりますので、ご協力をお願いしているところであります。

また、原乳ですが、4月16日に出荷制限が解除されましたが、制限期間中に絞った乳を捨てる農家の皆さんにとりましては、無念の気持ちばかり知れないものがあったろうと推察するものであります。これからは、ワラビ、タラの芽、ゼンマイ等山菜の収穫時期を迎えますが、比較的測定値の高い福島市のワラビの検査結果では、暫定値の基準以内ということで、大丈夫だとは思いますが今後の検査を継続していきたいと思っております。

これらの被害対策であります、先日4月8日に福島県の町村会の役員として上京し、政府、そして東京電力に対して一刻も早い原発事故の収束と風評被害対策、そして損失補償を早急に行うこと、また、今回の災害復旧対策では地震、津波ですね、そして原発の放射能、風評被害等これまでにない災害規模からして、到底地方自治体では対応できない規模であるということ、そして幅広い事業採択と補助率の引き上げなどの要望活動を実施してまいりました。

また、同じ日ではありますが、「手・まめ・館」ではいわき市において炊き出しを行い、風評被害対策とあわせて避難民慰問を実施してまいりました。

この連休明け以降には、白河地方9市町村で東京において風評被害を払拭するためのイベントを3回程度開催する予定をしております。災害復旧とともに福島県イコール原発、放射能汚染地域として世界中広がった悪いイメージの払拭は並大抵のものではないと思っております、風評被害の払拭のために力を尽くしてまいりますので議員各位のご協力もお願いするところでもあります。

今議会でご審議いただく議案であります、議会議長選挙後の、議会の構成及び東白衛生組合、白河地方広域市町村圏整備組合の議会議員の選挙、そして村長提案いたします提案議案として村監査委員の選任の同意を求める案件と、4件の専決処分案件、追加議案として人権擁護委員の選任についての1件を予定しております。原案にご賛同いただきますようお願い申し上げますとともに、今後4年間本村発展のためにそれぞれご健勝でご活躍くださいようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

○臨時議長（前田三郎君） 以上で村長のあいさつを終わります。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（前田三郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長選挙の前に臨時議長の職務を辞したいので、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

---

○議会事務局長（本郷秀季） ただいま臨時議長の前田三郎議員から臨時の議長を辞する発言がありました。

よって議長が選挙されるまでの間、次の年長議員星一彌議員をご紹介申し上げます。

○臨時議長（星 一彌君） ただいまご紹介をいただきました星でございます。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

◎議長の選挙

○臨時議長（星 一彌君） 日程第2、議長の選挙を行います。

ここで議長に立候補される方の発言を許します。

6番、前田三郎君。

○仮6番（前田三郎君） 私は、本日の第5回鮫川村議会臨時会における議長選挙において、不肖を顧みず鮫川村議会議長に再度立候補を決意しました前田三郎です。

私は、皆様のご賛同を得て議長になることができますならば、浅学非才の身にむち打ちながら議長職を全うする覚悟でございます。

とにかく執行機関と議会は車の両輪だとよく言われますが、私は法令の定めるところにより、お互いに牽制し合いながらも是々非々の立場を守り、鮫川の長期振興計画の基本理念に沿って、鮫川村発展のため村民の皆様の声が行政に反映と村民の幸せのため村と一体となって円滑な議長、議会運営に皆様のご協力とご支援を賜り、議会と住民との信頼関係の構築の重要性を考えて、各大字ごとの議会報告会や広報活動のさらなる充実、住民対話の充実など

創意工夫が大事だと思います。これこそが議会と住民の相互の信頼関係に立った理想とする地方議会のあり方ではないでしょうか。

また、これから大事なものは、災害の復興は無論のこと、農作物の問題、住民福祉の問題、放射能による健康問題、財政的な問題が山積みしています。このときに当たり、われわれ議員一同団結して、村行政と一体となり鮫川村発展のため努力をする決意を新たにしました次第であります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

ごあいさついたします。

以上でございます。

○臨時議長（星 一彌君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） なければ選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法について議長が指名することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に6番、前田三郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した前田三郎君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました前田三郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました前田三郎君が議場におります。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。

6番、前田三郎君。

〔議長 前田三郎君 登壇〕

○議長（前田三郎君） ただいま議長の選挙において議員の皆様方のご推挙によりまして議長に選ばれたこと、まことに身に余る光栄でございます。

私は浅学非才でありまして、その器ではないことはよく知っておるわけですが、皆様選ばれたからには一身を挺してご厚意にお報いする覚悟でございます。

なお、議会運営につきましては不偏不党、公平無私の立場を堅持いたしますことを、ここにお誓い申し上げます。何とぞ皆様方のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

村当局をお願い申し上げます。我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことはもとより避けなければなりません。同時に安易な妥協に落ちることがあってはならないと思います。村政発展の上に立って、正しく相ただして村民の信託にこたえなければならぬ、かように考えておりますので、ご協力のほどよろしくをお願い申し上げます、私の就任のあいさつといたします。

○臨時議長（星 一彌君） 皆様のご協力によりまして無事臨時議長の任務を果たすことができました。皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

ただいま当選されました前田三郎君を議長席にお着きになるように勧めて私退席とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 引き続き会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） ここで、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季） 諸般の報告をいたします。

議案第47号から議案第51号の5議案が村長より送付され、本日議長において受理しました。本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

次に、村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によって、

1番 湯 坐 良 政 君 及び

2番 蛭 田 武 彦 君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（前田三郎君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

ここで、副議長に立候補される方の発言を許します。

3番、坂本忠雄君。

○坂本忠雄君（坂本忠雄君） 今回副議長に立候補させていただきます坂本でございます。

本村は、基幹産業の農業を主体として村おこしをしておりますが、今回の原発事故に伴い、風評被害で根こそぎ破壊されようとしております。不安を払拭するために行政と議会が一体となって、安心・安全な村づくりに頑張りたいと思います。

また、近々一括交付金になると思われませんが村政発展のため、開かれた議会活動、議会改革に全力を尽くす所存でございます。皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し

上げまして、私のあいさつにかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（前田三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なければ選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、坂本忠雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、坂本忠雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、坂本忠雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂本忠雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人に発言を求めます。

3番、坂本忠雄君。

〔副議長 坂本忠雄君 登壇〕

○副議長（坂本忠雄君） 一言ごあいさつ申し上げます。

今回の副議長の選挙に当たりまして、多くの皆様のご支援を賜り、副議長としての大役を仰せつかりました。もともと浅学非才な身ではございますけれども、議長を補佐するとともに、村民の意見を重要視しながら、議会と村当局とが一輪両軸のごとくスムーズに村政振興のために発展できますように、一生懸命努力をさせていただきたいと思っております。

今後ともなお一層の皆様方の温かいご支援とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

今後、よろしく願いいたします。

---

◎議席の指定

○議長（前田三郎君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって行います。

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	5番	湯坐	良政君
6番	蛭田	武彦君	7番	星	一彌君
8番	関根	政雄君	9番	山形	郁夫君
10番	早川	正博君	11番	前田	武久君
12番	坂本	忠雄君	13番	前田	三郎君

以上のとおり議席を指定します。

議席の移動をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時31分)

---

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時46分)

---

◎常任委員の選任

○議長（前田三郎君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、議会委員会条例第5条第1項の規定によって、

総務文教常任委員に

宗田	雅之君	蛭田	武彦君	関根	政雄君
早川	正博君	前田	武久君	前田	三郎君

以上6人を総務文教常任委員に選任いたします。

次に、産業厚生常任委員に

岡 部 明 君 前 田 雅 秀 君 湯 坐 良 政 君  
星 一 彌 君 山 形 郁 夫 君 坂 本 忠 雄 君

以上6人をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって、各常任委員会において委員長1名及び副委員長1名を互選していただきます。

ここで暫時休憩いたします。その間に、各常任委員会の委員長1名及び副委員長1名を互選していただくこととお願いして、暫時休憩いたします。

（午前10時49分）

---

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

○議長（前田三郎君） 各常任委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 総務委員会6名の中で互選の結果をご報告申し上げます。

委員長に前田武久、副委員長に関根政雄。

以上であります。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員会。

7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） 先ほど産業厚生常任委員会の6名の、議長のほうから指名がございました。6名の方で慎重に審議しました結果、

委員長に星一彌、副委員長に前田雅秀。

以上報告をいたします。

○議長（前田三郎君） 各常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま11番、前田武久君及



び7番、星一彌君報告のとおりであります。

---

◎議会運営委員の選任

○議長（前田三郎君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、議会委員会条例第5条第1項の規定によって、

11番 前田武久君 8番 関根政雄君

7番 星一彌君 3番 前田雅秀君

12番 坂本忠雄君

を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって委員長1名及び副委員長1名を互選いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時08分）

---

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

---

○議長（前田三郎君） 議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の報告を求めます。

議会運営委員会8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 議会運営委員会の委員長に、関根政雄、副委員長に、前田雅秀。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 議会運営委員会の議長及び副委員長は、ただいま8番、関根政雄君より報告のとおりであります。

---

◎東白衛生組合議会議員の選挙について

○議長（前田三郎君） 日程第7、東白衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東白衛生組合議会議員に9番、山形郁夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました山形郁夫君を東白衛生組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9番、山形郁夫君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

#### ◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（前田三郎君） 日程8、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に13番、前田三郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した、13番、前田三郎君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました前田三郎君が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選された前田三郎君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって当選を告知します。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第9、議案第47号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいま議題に上がっております早川正博君を除斥いたします。

10番、早川正博君退場願います。

〔10番 早川正博君 退場〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第47号についてご説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定と鮫川村監査委員条例により、本村では監査委員を2名置くと定められております。2名のうち1名は、議会議員が、1名は識見を有する者より村長が選任し、議会の同意を求めるものとされているものであります。

今回は、ご提案のとおり早川正博議員を選任したいので、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

早川正博議員は、ご承知のとおり 2 期 8 年にわたり監査委員としてご活躍をいただきましたが、さらに蓄積されました知識と情熱を本村発展のためにお願いいたしたく提案するものであります。

以上で、議案第47号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第47号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

10番、早川正博君の入場を求めます。

〔10番 早川正博君 入場〕

---

◎議案第48号～議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第10、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて、平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第48号から議案第51号までの4議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第48号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月31日に鮫川村国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金を35万円から39万円に恒久化するものであります。出産育児一時金につきましては、時限立法として平成21年10月から23年3月まで暫定的に39万円を支給しておりましたが、これを恒久化するものであります。なお、実際の支給額につきましては、規則で3万円を上乗せし42万円を支給するものであります。

次に、議案第49号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年3月30日公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、1万円の値上げです。また、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円から14万円に、さらに、介護給付金課税額に係る課税限度額を10万円から12万円に改正するものであります。

次に、議案第50号 鮫川村特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定により、過疎地域内の青色申告者が取得価格2,700万円を超えるものを新設または増設した場合、償却資産の課税免除期間を平成23年3月31日から平成25年3月31日まで延長する法律が平成23年3月31日に交付されたために専決したものであります。

次に、議案第51号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成23年4月13日に専決処分をしたため、同法第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。去る3月11日に発生いたしました東日本大震災と4月11、12日の余震により、公共施設や民家にも被害が発生拡大したため、早期に復旧を要する事業につきまして専決処分をしたものであります。

議案書と事項別明細書の1ページをごらん願います。

まず、補正前の予算額が28億7,800万円に対しまして、今回1億6,993万7,000円を増額し、

補正後の予算額を30億4,793万7,000円とするものであります。

補正の主なものです。今度は事項別明細書のほうをごらんいただきます。

事項別明細書の2ページです。

今回の補正の財源ですが、今回の震災は激甚災害の指定を受けておりますが、専決いたしました時点では国の方針が定まっていないため、財源の基本的な部分を基金で賄う予算としたものであります。なお、国庫補助事業に採択され次第、順次財源の組み替えを提案させていただきたいと考えております。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

17款繰入金、2項基金繰入金の1目1節財政調整基金繰入金1億5万2,000円ですが、これはこどもセンター施設管理費100万円、村営住宅管理費179万4,000円、地震被災者住宅再建支援事業費1,000万円、公共土木施設災害復旧事業費428万円、林業施設災害復旧事業費180万円、中学校施設災害復旧事業費7,000万円、体育施設災害復旧事業費250万円、災害治山施設補助事業費71万3,000円、鹿角平観光牧場浄化槽復旧、交流施設災害復旧その他の公共施設公共用施設災害復旧事業費、合わせまして540万と2,000円、高齢者総合福祉センターひだまり荘施設災害復旧事業費150万円等の事業費に充当するため繰り入れするものであります。

次に、7目1節の教育施設整備基金繰入金6,947万3,000円は、中学校の体育館が余震の影響で被害が拡大し、使用できない状態になってしまったため、授業や部活動に一日も早く利用できますように復旧するため繰り入れするものであります。

次に、19款諸収入、1目1節の雑入41万2,000円ですが、東日本大震災見舞金15万円は、西野農事組合連合会からの10万円、東白衛生共同組合から5万円をいただいたものであります。合わせて15万円です。

次に、山腹崩落防止応急処置手数料26万2,000円は、戸草の芳賀逸義氏宅の裏山に大きな亀裂が入り、芳賀家に隣接する2世帯も危険にさらされる事態が発生したため、応急措置として亀裂に雨が入りこまないように山腹の樹木の伐採とシートでのカバーを施したものであります。その費用の半分を当事者半分負担として求めたものであります。

次に、3ページをごらん願います。

歳出です。

歳出は、3款民生費、5目こどもセンター費15節工事請負費100万円ですが、園舎の玄関などにあるタイル張りの円柱が地震で剥離し、子供たちの安全確保上危険があるので、タイ

ルをはがして表面をモルタル仕上げするための措置したものであります。また、園舎の食堂がガラス張りになっており、地震で割れ危険性が指摘されたため割れても飛散が防止できる工法を施すための予算もあわせて措置させていただきました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の12節役務費15万2,000円ではありますが、これは原発事故の放射能汚染が心配される稲わら、牧草などの放射能検査手数料であります。放射能の検査手数料ということです。

次に、2項林業費の2目林業振興費の12節役務費手数料52万5,000円ですが、歳入でも説明いたしましたが、戸草の芳賀氏宅の裏山の応急措置を講じたところであります。なお、この本格的な復旧工事は、人家が3戸に及ぶため県が事業主体で施行する公共治山事業を要望しているところであります。

13節委託料の災害治山施設測量設計業務45万円は、西野草牛地内の民家の裏山が崩落し、早期に県の補助事業を導入するため、測量設計を測量の設計費を措置したものであります。

次に、8款土木費の3項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費の修繕料187万8,000円は渡瀬、見渡、前田団地や茅や反田の定住促進住宅の屋根がわら、外壁、排水設備などが被災し早期に復旧を図る必要があるために措置したものであります。

次に、19節負担金補助金及び交付金の地震災害被災者住宅再建支援補助金1,000万円ですが、これは3月30日の全員協議会で了承いただきました村民の住宅被災に対する復旧補助金であります。20万円を限度に補助するものであります。5月2日現在で59戸の方から被災の補助の申請が提出されております。

次に4ページを、次のページです、4ページをごらん願います。

10款教育費、4目図書館費、15節工事請負費の図書館外塀の撤去工事であります。15万8,000円ではありますが、これは図書館とスーパー店舗との間にある塀が傾き店舗に被害を及ぼす危険性があるため、地上から60センチを残して解体、撤去する予算であります。この工事は終わりました。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費の13節委託料の公共土木施設災害復旧工事測量設計業務407万円は、3月11日の大地震により被災しました村道の17路線26カ所を国庫補助事業費で復旧させるための測量設計業務委託費であります。

15節工事請負費の公共土木施設災害復旧応急工事21万円は、3月11日の地震により、村道真坂・見渡線の真坂地内に大きな陥没箇所が発生したため、その応急の工事の予算として措

置をしたものであります。

次に、2項農林水産業施設災害復旧費、2目の現年度林業施設災害復旧費の13節委託料災害復旧工事測量設計業務180万円は、3月11日の大地震により被災した林道の3路線9カ所を国庫補助事業で復旧するための測量設計業務委託費であります。

次に、3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費の13節委託料1,149万円ですが、教育整備基金繰入金のところでもご説明いたしました。鮫川中学校の体育館が3月11日の地震とその後の余震により地盤沈下が拡大し使用できない状態になってしまったため、地盤の調査、測量、設計監理業務などの委託費を措置したものであります。この復旧工事は、国庫補助の対象事業となるものであります。専決した時点では制度の詳細な内容が確定していなかったため、財源は全額村費で賄う予算としたところであります。

5ページをごらん願います。

15節工事請負費1億2,875万2,000円ですが、中学校体育館を一日も早く復旧させるため措置したものであります。なお、被災の状況につきましてはいち早く県に報告したため、4月12日の県災害対策本部会議に取り上げられ、4月16日に文部科学省から依頼された東大教授などに被災度区分調査をしていただきました。鮫川中学校災害復旧工事9,545万9,000円、鮫川中学校体育館地盤復旧工事3,160万2,000円は概算額で措置したものであります。鮫川中学校倉庫解体撤去工事92万2,000円は、グラウンドわきの道路側にある部室兼倉庫が倒壊するおそれがあるため、その解体、撤去費用を措置したものであります。鮫川小学校災害復旧工事76万9,000円は、玄関、給食の配膳室、ポンプ室犬走り、体育館等に亀裂やタイルの剥離が生じたため、その修復工事のための予算措置であります。

次に、体育施設復旧費の13節委託料150万円ですが、本震と余震により旧西山小学校です。今の西山体育館が大きな被害を受けましたので、耐震診断と仮復旧のための工事設計業務委託料を措置したものであります。

次に、工事請負費100万円ですが、被災しました渡瀬、旧渡瀬小学校の体育館です。そして西山小学校の旧体育館の応急工事のために措置したものであります。

次に、4項その他の公共施設公用施設災害復旧費の13節委託料90万円ですが、まつや食堂前の旧鮫川小学校公園の石積みが地震により全面崩落の危険性があるため、その復旧工事のための設計業務に15万円を、また4月11日と12日の余震で交流施設の客室、トイレ等が被害を受けたため、その復旧工事設計業務に75万円を措置したものであります。4月11日の余震は震度が4.8で3月11日の4.7よりも大きく、また、翌日には震度4.3の余震が発生いたしま



した。この余震の影響は本村の東側、東石地区です、そして青生野方面に被害を及ぼしているようであります。

次に、15節工事請負費455万2,000円ですが、やはりこの余震により鹿角平観光牧場の浄化槽と天文台が被害を受けたため、観光シーズンを迎えて一日も早い復旧を図るため措置させていただいたものであります。

次に5項民生施設災害復旧費、1目の社会福祉施設災害復旧費、13節委託料150万円がありますが、これはひだまり荘が余震により地盤沈下とのり面崩落が拡大し早期の復旧が必要になったため、施設災害復旧工事設計業務費として150万円を措置させていただきました。この施設の復旧費用につきましても県南保健福祉事務所に通しまして国庫補助事業として採択していただくように要請はしております。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 一般会計予算の補正のほう、補正の議案が出されております。その中で、10款の教育費の図書館と隣の店舗の間の塀の撤去ということで計上されておりますが、3月11日の大地震のときに管内から図書館は大丈夫かという声は職員の中から出ました。それで私たち村民もあの図書館そのものの耐震性、要するに建物が古いのに買収されて、改修はされておりますけれども、あの建物の耐震性は一体どうなのかということをお心配している、村の中の公共施設の中では一番心配されておりますけれども、そういった安全性、閉館されていたようでもありますけれども、子供たちや大勢の村民が集うといえますか、あそこでいろんな勉強、読書をする一つの館の安全性は一体どうなっているのか、また、今後の耐震関係をどのように調査されるのか、今回少ない金額の補正でありますけれども、今後の公共施設の耐震関係についてどのようになっているのかお聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） いま、8番、関根政雄議員の質疑ですが、図書館、3階建てであります。議員ご指摘のとおり私どももあの地震の際には一番先に心配したのはあの図書館でした。ですが、私どもが想像していますほどより強固な建物だそうです。11日の地震でもしっかりしてまして、ただ、取り付け部分がボルト締めしていないんですね。あの塀部もそうだったんです。塀なんか取りつけないときには本体に少しボルトで支えというか本体と結びついた

塀だと、外塀ですね、あんなことはなかったと思うんですけども、その作業がなかったものですから、モルタルで本体とねばつけてあったくらいの支えだったんですね。ですから塀がああいった傾きで、私は3階建ての本体のほうが傾いたのかと思ってびっくりしました。ですが、本体のほうは全然しっかりしておりました。ただ、入ってみますと階段部分も、3階に上る途中の階段部分も相当破損しておりました。これも本体部分と階段部分の取りつけがしっかりと合築というんですか、強度が弱いんですね。ですが、階段も本体もそれ自体は強度を保っているようです。なお、再確認いたしまして耐震の診断はさせますが、この診断が終わりまして診断の設計ができています。それで耐震補強工事500万円ほどで予算計上してあります。ですから、これは3月の予算のときです。間もなく工事が始まると不安は払拭できるのではないかとそういうふうに思っておりますし、確認もしてきました。ですが、大きな3階建ての本体自体は立派な耐震の設備はしてあるんです。1階部分はそうでもないんですけども、3階部分は間違いないようです。そういったことで確認しながら利用させていただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 一般会計補正の事項別明細の3ページですか。8款土木費ですけども、これは前にチラシか何かを回して個別の住宅の補償ですか、あれは限度20万円まででしたっけ、一応59戸で約1,000万円というあれなんですけれども、その状況ですね、屋根がわらとかそのほかもろもろ被害申請がされていると思うんですが、これらの査定とか何かはどのような方法でされるのか、それとまた申請に基づいたままその状況に応じて助成金を出すのか、それらについて聞きたいと思うんですが。

それとですね、これは早急に直すといっても今の余震状況ではかわらなかはまだ崩壊するようなおそれもあるわけだよね。したがって、どのような考えでもってこの補助金を出すのかそれらについて伺いたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の災害被害者住宅再建の1,000万円ですが、今ほど説明申し上げましたように被害者は59戸からの申し込みがございました。内容を見ますと見積書で補助金の申請を受け付けました。内訳を見ますと20万円以内の見積もりが16戸ほどございました。20万円を超える、ですから限度額の20万円を支給しなければならない戸数が43戸ございました。ですから大体1,000万円であるのではないかと思います、正式な支払いは見積書でなくて工事完了した時点で補助金を拠出したいなど、お支払いしたいなど、そう考

えております。ですから、恐らく二、三年かかると思います。こういった時点でもこういった繰越金で確保しなければいけない事業になるかと思えます。ということでご協力お願いします。

〔「災害状況はどんなもの」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 鮫川のかわらが、一番、屋根がわらが、あれは棟がわらっていうんですか、棟の破損が一番多いようです。ですから棟の場合には、一応ビニールシートを被覆するくらいで、カバーでいいんですね。屋根全体をドーンともっていかれたうちはほとんどないです。棟がわらです。あと中には壁の亀裂が浴室のタイルの剥離ですか、こういったのもありました。ほとんどが屋根の修理になっております。住宅部分ですから、納屋とか蔵とかの屋根はやはり申請はありましたが、これはお断りしておきました。そういったことです。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番、宗田雅之君。

○2番（宗田雅之君） 一般会計補正予算の農林水産の戸草の3軒の後ろの治山事業、要望しているわけなんですけれども、一応退避命令が出た3軒が非常事態に出るようにはなっておりますけれども、うちばかりでなくてあの後ろ、大体高いところ、ひどいところは50センチくらい下がってますよね、それとでっかい石が2個くらいあるんだよね、あそこ、でっかいの。うちは退避できけれども、退避命令出ているから逃げることはできると思えますけれども、万が一車が通った場合、あの大きい石が落ちた場合、人的車的な車に落ちる可能性もなきにしもあらずなんです。その要望はもっと強行にやって早目の手当てが必要ではないかと思えますが、そこちょっと。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） いまの質疑は戸草の治山の崩落の危険性のある事業であります。これは国の補助金でやるように、今国の補助金でやると保安林の指定が必要なんです。この保安林の指定を受けるには周りの人の同意書が必要でありましてその同意書をまずもらうことで、今奔走しているところであります。こういったことが早く同意書がいただければすぐにでも工事は、すぐにでもっていても早くても秋ごろになると思えますが、こういったことで始まる予定であります。ただ、それ以前にその危険な場合にはどうするかという議員の指摘かと思えますが、なお再度確認しながらその危険は回避しなければならぬと考えております。こういったことで確認をさせていただきましてその措置はとらせていただきます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 3ページになりますけれども、林業振興費、これは災害治山施設の測量の設計業務45万円、これは多分草牛の斉藤さん宅の裏かなとは思いますが、私は実際あの裏を見てまいりました。その状態においてあの当時は1個がうちまで落ちていると。あと1個は斉藤さんが落ちないようにっていうことでなんかくいみたいなので支えてあるみたいだったんですが、非常にこう危険が伴っているのではないかなというふうに感じますが、今回のやつは設計業務っていうことは全くその現場に手はつけていないようですけども、経過報告なんかお聞きしたいと思うんですが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の地元であります草牛の斉藤勇さん宅の裏の石の崩落で、これは地震前にあったんですね。地震前に石が崩落して浴室がつぶされたということでもあります。そしてまたその浴室をつぶされた石よりもっと大きい石がその上にあるということでもあります。これも本来ならば早期な対処が必要な場合には自助努力でやらなければならない事業かと思います。これを県事業に持っていくには、それなりの手順と日数が必要になります。こういったことで、本人にはそういった旨、至急にこう要する場合には、緊急の場合には自分でまず自助努力で対処してもらわなければならない。ですが、一日でも早く県の事業に採択になるように村では取り組みますという、そういうお返事は差し上げておりました。私が見る限り気をつけてさえいけば、お風呂ですね、入浴時にだけ気をつけてさえいただければ、最初落ちた石が支えになっているからそこまでは、人体に影響までは及ばないのではないかと、そういうふうな見方をしてそういった考えで指導はしてきました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） もう1点お伺いしたいと思います。災害復旧、11款ですけども、真坂の陥没ですね、あれは村道ですね。私も前に見てきたんですけども、片側、あそこは4メートルですか、幅員。半分が陥没しているんですね。あれは工事とか何かのその因果関係はないんですか。前の工事施工の因果関係は。何か私は地震で陥没したようには承知してはいますが、同じ道路でもって幅員が4メートルで中央センターラインからこっちから行って見渡のほうに向かって右側2メートル分が完全に陥没しているんですね。その地盤関係とか、路盤の施工とか、そういうふうな因果関係とかなんかはある程度調査して調べたんだかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の指摘箇所は、真坂、あそこは農道の真坂・見渡線だったですね。それで陥没した場所は緑川茂君宅の前ですが水道の布設をしました。その水道管を埋めた後がそのまま陥没したということで、ただその因果関係はどうかという指摘ですが、あの大きな地震で場所によっては、地域によっては、地区によってはああいった液状化になる場所があるのかなと、そういうふうな判断で前やった工事者の責任は問いませんでした。業者2者に見積もりをとってやった業者でない業者が作業したということになりますが、その責任はもうその瑕疵年数も過ぎているんでしょう。あの1年が瑕疵の責任ですからその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第48号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第49号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第50号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第51号 専決処分の承認を求めることについて、平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり原案のとおり承認されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後零時05分）

---

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後零時06分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、村長から諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在、法務大臣から任命されております人権擁護委員の津田彰夫さんの任期が、平成23年6月30日でありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により津田彰夫さんを再任命し法務大臣に推薦するため提案するものであります。

津田彰夫氏は、識見に富み人望が厚く、人権擁護委員としてまさにふさわしい方でありますので推薦するものであります。

原案にご賛同賜りますよう、お願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、津田彰夫さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 諮問どおり答申することに決定いたしました。

---

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。議会運営委員長、関根政雄君から次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第5回鮫川村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後零時10分)



上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

臨時議長 前田三郎

臨時議長 星 一 彌

議長 前田三郎

署名議員 湯 坐 良 政

署名議員 蛭 田 武 彦